



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 大阪労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

淀川労働基準監督署発表
令和 7 年 6 月 27 日

【照会先】
淀川労働基準監督署
電話
06-7668-0268

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 (食品加工用機械の開口部に覆いを設けなかった疑い)

令和 7 年 6 月 27 日、淀川労働基準監督署（署長 くめがわ はるたみ 久米川 晴民）は、合同食品株式会社及び同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- (1) 合同食品株式会社（以下「被疑会社」という。）
本社所在地 大阪府豊中市名神口
事業内容 食料品製造業
- (2) 同社代表取締役 A（以下「被疑者 A」という。）

2 違反条文等

被疑会社、被疑者 A ともに
労働安全衛生法違反
同法第 20 条第 1 号
同法第 27 条第 1 項
労働安全衛生規則第 130 条の 5 第 2 項
同法第 119 条第 1 号（罰則）
同法第 122 条（両罰規定）

3 事件の概要

被疑者 A は、被疑会社の業務全般を統括管理し、労働者の安全を管理する者ですが、令和 6 年 10 月 3 日、労働者 B に食品加工用機械を用いて牛肉をひき肉に加工する作業を行わせるに当たり、同機械の材料投入口に囲い等を設けなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 令和 6 年 10 月 3 日、被疑会社において労働者 B が食品加工用機械に牛肉を投入する作業を行っていたところ、同機械の駆動部分に手が巻き込まれ、指 4 本を切断する災害が発生しました。
- (2) 適用法条文は、別紙のとおり。

労働安全衛生法

労働安全衛生法第 20 条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第 1 号 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

第 2 号 以下略

労働安全衛生法第 27 条第 1 項

第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

労働安全衛生法第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 1 号 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで（以下略）の規定に違反した者

第 2 号 以下略

労働安全衛生法第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則第 130 条の 5

第 1 項 事業者は、食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが 90 センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（以下「要求性能墜落制止用器具」という。）を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

第 2 項 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等を設けなければならない。

第 3 項 以下略